

医推第3515号
令和5年6月30日

(公社) 岡山県医師会長
(一社) 岡山県病院協会長
(一社) 岡山県歯科医師会長
(各通)

} 殿

岡山県保健医療部長

令和5年度医療法第25条第1項の規定に基づく医療機関立入検査の
実施方針（岡山県）について

保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査に係る実施方針（開設地が岡山市または倉敷市の区域にある医療機関に係るものを除く。）を、別添のとおりとしましたので、お知らせします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

(ホームページ)

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>